

医療費の窓口負担を軽くできる制度があります

70歳未満で、高額な医療費が予測される患者様へ

限度額適用認定証のご案内

限度額適用認定証とは

入院又は外来医療費が高額になった場合、『高額療養費制度』を申請すれば、自己負担限度額を超えた分が後日保険者から払い戻されます。

しかし、この方法では多額の費用を準備していただく必要があり、また保険者から払い戻されるまでに3ヶ月前後かかってしまいます。

ですが、事前に『**限度額適用認定証**』を申請し病院窓口に提示することにより、窓口での支払額が「自己負担限度額」までとなり、患者様が病院にお支払する金額が少なくなります。

高額療養費制度とは

高額な医療費による経済的負担を軽くするため、医療機関へ支払った自己負担額が自己負担限度額を超えた場合に、その超えた分の支給を受けられるのが、高額療養費制度です。



対象となる方

70歳未満の方

子ども医療費受給者証をお持ちの方、
70歳以上の方は認定証の提示は必要ありません。



入院だけでなく外来でもご利用できます

『限度額適用認定証』はこれまで入院でしかご利用ができませんでしたが、
平成24年4月1日から外来診療でもご利用できるようになりました。

外来でも、『限度額適用認定証』を提示して頂ければ自己負担額までのお支払いとなります。



自己負担限度額について

自己負担限度額は所得によって異なります。

区分	自己負担割合	自己負担限度額	
		1~3回まで	4回目以降
上位所得者	3割	150,000円+(医療費の総額-500,000円)×1%	83,400円
一般	3割	80,100円+(医療費の総額-267,000円)×1%	44,400円
低所得者	3割	35,400円	24,600円

※低所得者とは市町村民税非課税の方に限られます。

計算例(一例)

被保険者区分：一般(上記参照) 総医療費 100万円 窓口自己負担割合：3割

【限度額認定証を提示しない場合】

請求額 **300,000円**(100万円×3割負担)

後日高額療養費支給申請をしていただくことで、
212,570円が払い戻されます。

※実際に払い戻しがあるまでに2~3ヶ月ほどかかる場合があります。

【限度額認定証を提示した場合】

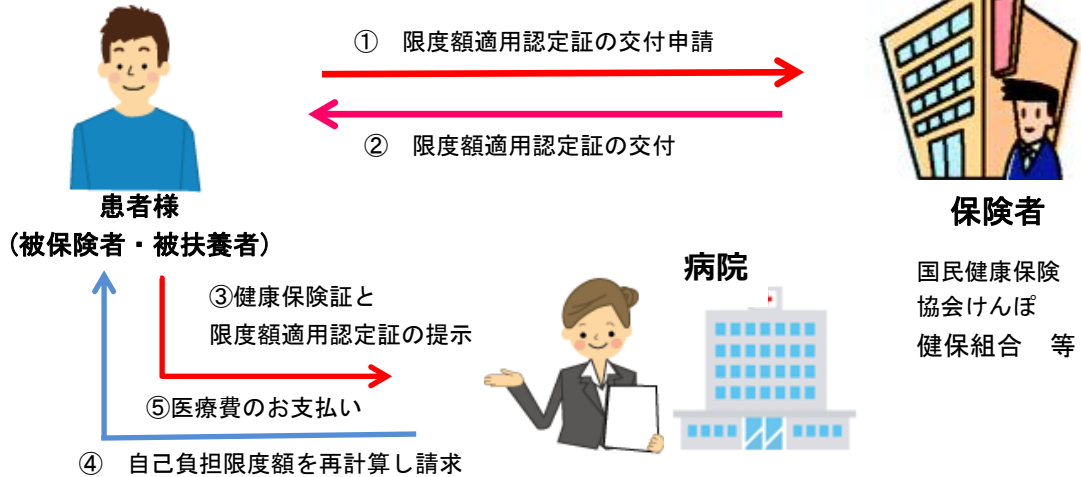
請求額 **87,430円**

(80,100円+(100,000万円-267,000円)×1%)

高額療養費の払い戻し分(212,570円)が医療機関窓口で清算されるため、支払時の負担が減り、高額療養費申請が不要となります。

手続き方法について

- ① 患者様(ご家族の代行可)が、各保険者(国民健康保険・協会けんぽ、健康保険組合、共済組合等)に『限度額適用認定証』の交付申請をする。
※手続き費用は無料ですが、申請書等詳細については各保険者にお問い合わせください。
- ② 保険者から『限度額適用認定証』が届きます。
- ③ 病院に健康保険証と『限度額適用認定証』を提示してください。
- ④ 自己負担限度額を再計算し、医療費のお支払をしていただきます。



高額療養費の算定方法について(外来と入院が同一月の場合)

同一月(1日～末日)ごと、同一世帯でも1人ずつ、病院ごと(外来と入院は別、医科と歯科も別)で行います。
▼処方せんにより調剤薬局で薬を受け取った場合、調剤薬局でのお支払いについては一旦お支払をしていただき、後日保険者より、調剤薬局でお支払した金額と処方せんを交付した医療機関の医療費と併せて計算し、差額の払い戻しを受けることができます。

(算定例)

	医療費	支払額(3割)
A病院(外来)	300,000円	80,430円
調剤薬局(A病院の処方箋)	30,000円	9,000円
限度額適用認定証を提示		
A病院(入院)	100,000円	30,000円
合計お支払金額	119,430円	

保険者からの払戻金

$$\begin{aligned}
 &9,000 \text{円} + 30,000 \text{円} \\
 &(\text{薬局の支払額}) (\text{入院の支払額}) \\
 &- [(30,000 \text{円} + 100,000 \text{円}) \times 0.01] \\
 &(\text{自己負担限度額(医療費の1\%)}) \\
 &= \mathbf{37,700 \text{円}}
 \end{aligned}$$

※払戻の申請をする時には、それぞれお支払した領収書が必要になります。大切に保管しておいてください。

▼支給対象は保険診療費用のみのため入院時の食事療養費や差額ベッド代、文書代等は対象になりません。

申請・お問い合わせ先

○国民健康保険の方 静岡市 清水区役所 保険年金課 保険担当 054-354-2141
葵区役所 保険年金課 保険担当 054-221-1070
駿河区役所 保険年金課 保険担当 054-287-8621

※静岡市以外の国民健康保険加入の方は、各市町村の国民健康保険担当へお問い合わせください。

○協会けんぽの方 054-275-2770 (協会けんぽのホームページに申請書や記入例が掲載されています。)
<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

○健康保険組合、共済組合等の方 各健康保険担当部署にお問い合わせください。

※その他、ご不明な点がございましたら、病棟事務、外来事務、中央受付又は医事課にお尋ねください。

